

区域区分の変更

計画書

岐阜県 羽島都市計画区域

羽島都市計画区域区分の変更（岐阜県決定）

羽島都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

変更なし

2. 人口フレーム

区分	年次	令和2年	令和12年
都市計画区域内人口		65.6千人	62.0千人
市街化区域内人口		43.3千人	41.6千人
配分する人口		—	41.6千人
保留する人口		—	—
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	—

3. 産業フレーム

区分	年次	令和2年	令和12年
製造品出荷額		10,606億円	11,983億円
商品販売額		14,214億円	15,178億円

※産業フレームは、岐阜圏域（岐阜、各務原及び羽島の3都市計画区域）で設定

理 由

都市計画法第6条に基づき実施した都市計画に関する基礎調査結果等を踏まえ、令和2年度の見直し以降における都市の発展の動向、人口等の現状及び令和12年を目標年次とした将来の見通し等を勘案したところ、区域区分の方針における市街化区域と市街化調整区域に配分されるべき概ねの人口及び産業の規模に変化があったため、本案のとおり変更するものである。

なお、今回の変更に伴い、市街化区域への編入や除外は行わず、今後具体的な市街化区域への編入がある場合は、計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、必要な調整を行った上で区域区分の変更を行う。